

## 「大型保障プラン」自家給付制度に関する規程

### (目的)

**第1条** 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「大型保障プラン」の自家給付に関するものである。

### (対象者)

**第2条** 本規程は、当商工会議所が運営する「大型保障プラン」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う自家給付（見舞金）制度について規定するものであり、その対象者は、「大型保障プラン」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

### (給付内容)

**第3条** 本制度の自家給付内容は、別表1に定める。

### (脱退)

**第4条** 次のいずれかに該当した場合、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「大型保障プラン」から脱退するものとする。

「大型保障プラン」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が「大型保障プラン」を解約した、また脱退する旨の意思表示をしたとき（解除されたときを含む）。

(2) 会員事業所が「大型保障プラン」の保険料を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りでない。

(3) 対象者が死亡したとき

2 一旦失効した「大型保障プラン」の復活をした場合は、その復活時点から加入させ直したものとみなす。

### (給付手続き)

**第5条** 対象者は、給付事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出のうえ、所定の請求手続きを行うものとする。

### (時効)

**第6条** 給付金その他この共済契約に基づく自家給付を請求する権利は、これらを行わせることができる時から3年間行使しないときには消滅するものとする。

### (規程の制定・改廃)

**第7条** 本規程の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

### (付則)

**第1条** この規程は、昭和56年12月1日より実施する。

**第2条** この改正規程は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 自家給付内容

<b>【災害通院見舞金】</b> 対象者が本制度加入後、 不慮の事故による5日以上の 通院のとき	X型 (500万円)	一律 25,000円	年1回を限度とする。
	Y型 (800万円)		
	I型 (1,000万円)		
	II型 (2,000万円)		
	III型 (3,000万円)		
	IV型 (5,000万円)		
<b>【病気入院見舞金】</b> 対象者が本制度加入後、 病気によって1ヶ月以上継続 入院のとき	X型 (500万円)	一律 25,000円	年1回を限度とする。
	Y型 (800万円)		
	I型 (1,000万円)		
	II型 (2,000万円)		
	III型 (3,000万円)		
	IV型 (5,000万円)		
V型 (10,000万円)			

年間基準とは、毎年4月1日から3月31日を1年間とする。

別表2 給付請求書類

災害通院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞金請求書</li> <li>・診断書または通院日数が確認できる書類 (治療費支払領収書等)</li> </ul>
病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞金請求書</li> <li>・診断書または入院日数が確認できる書類 (治療費支払領収書等)</li> </ul>